百四十七　都市農村交流等対策推進交付金
百四十八　都市農村交流等対策整備交付金
百四十九　農地・水保全管理支払交付金
百五十　森林整備・林業等振興整備交付金
百五十一　水産業強化対策整備交付金
百五十二　社会資本整備総合交付金（第二十九号、第三十三号又は第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百五十三　受動喫煙防止対策助成金

附　則

1　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　平成二十二年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第八十八号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の十七」を「第五十九条の十九」に改める。

第二条第二項第二号中「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)」を「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)の(1)」に改める。

第十三条に次の二項を加える。

5　法第十五条第十項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一　予約者（法第十五条第十項に規定する予約者をいう。以下同じ。）に関する事項　氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二　予約者に係る予約の内容に関する事項　予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席の位置を示す番号（以下「座席番号」という。）、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項（変更登録等）に規定する旅行業者をいう。以下同じ。）があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三　予約者の携帯品に関する事項　予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者（法第十五条第十項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。）が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四　予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項　搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

6　法第十五条第十一項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一　前項第一号及び第二号に定める事項　法第十五条第十項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二　前項第三号及び第四号に定める事項　法第十五条第十項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

第十四条に次の二項を加える。

8　法第十五条の三第四項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一　予約者に関する事項　氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二　予約者に係る予約の内容に関する事項　予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者（旅行業法第二条第三項に規定する旅行業者をいう。）があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三　予約者の携帯品に関する事項　予約者が搭乗する特殊航空機（法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四　予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項　搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

9　法第十五条の三第五項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一　前項第一号及び第二号に定める事項　法第十五条の三第四項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二　前項第三号及び第四号に定める事項　法第十五条の三第四項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

第十六条の三第四項第一号中「法第十八条の二第三項に規定する」を削る。

第十八条に次の二項を加える。

3　法第二十条第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一　予約者に関する事項　氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項